

参議院議員通常選挙

今年は、参議院議員通常選挙が行われる年です。大切な権利を無駄にしないよう、貴重な1票を投じましょう。



比例代表選挙の当選人決定方法・特定枠の導入

比例代表選挙では、まず政党の得票数に基づいて各政党の当選人の人数が決まります。政党の得票数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものととなります。

次に各政党に配分された当選人の人数のなかで、得票数の多い順に当選人が決まります。

ただし、平成30年10月の公職選挙法の改正により導入された特定枠の候補者があるときは、まず特定枠に記載された候補者を、名簿記載の順位の通りに当選人とし、その他の候補者についてはその得票数の多い順に当選人とします。

また、特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。



投票時間・投票所・入場券

投票時間や投票所は入場券に記載されています。記載のある投票所以外では投票できません。

なお、入場券は公示日後に郵送します。



期日前投票

投票日に投票所に行けない方は期日前投票をしましょう。市内のどの期日前投票所でも投票できます。※入場券が届く前でも期日前投票はできます。

期日前投票所	開設期間
市役所本庁	公示日の翌日から投票日の前日まで 午前8時30分～午後8時
各支所	投票日の7日前から投票日の前日まで 午前8時30分～午後8時
まちスポ飛騨高山 (天満町1)	投票日の前日 午前10時～午後8時
ラフォーレ飛騨高山 (国府町金桶)	投票日の前日 午前9時～午後8時

※できる限り入場券を持参してください。



代理投票と点字投票

障がい等で投票用紙に文字を記載できない方のために、代理投票制度があります。この制度は、投票管理者に申請することで、従事者の中から補助者2名が定められ、その内1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおり記入されたことを確認するものです。

また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。

※本紙面につきましては、選挙日程が閣議決定される前に作成しているため、投票日が記載されていません。詳しくは、**HP**や広報たかやま7月15日号をご確認ください。



投票方法

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2票制で行われます。

①選挙区選挙(岐阜県選挙区の定数は1)
つすい黄色の投票用紙には、岐阜県選挙区に立候補した候補者の中から1人を選んで、その候補者名を記載してください。

参議院議員通常選挙

岐阜県選挙区選出議員選挙投票

つすい黄色の投票用紙

候補者名を記入

②比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われます。白色の投票用紙には、候補者名簿に記載されている候補者名または政党などの名称のいずれかを記載してください。

参議院議員通常選挙

比例代表選出議員選挙投票

白色の投票用紙

候補者名簿に記載されている候補者名または政党その他の政治団体の名称を記入

